

謝金規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人長崎県作業療法士会（以下「本会」とする）の事業に伴う、謝金の支払い基準を定めるものである。

(謝金の種類)

第2条 謝金の種類は、講師謝金及び原稿料とする。

(講師謝金)

第3条 講師謝金は、本会が主催する学会、研修会、講習会などにおける講演又は講義、実習又は実習指導などに対して支払う。

2. 講師謝金の基準額は、別表1に掲げる。
3. 前項以外については理事会で定め、特に顕著な業績を有する者には、実情を勘案する。

(原稿料)

第4条 原稿料は、本会から依頼した発行物への原稿執筆に対して支払う。

2. 発行物とは、本会が発刊する機関誌、広報誌及びその他の発行物とする。
3. 原稿料の基準については、別表2に掲げる。

(規程の変更)

第5条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。（試行期間に関する文言削除）

(附 則)

- ・平成23年6月1日 本規程の試行（平成24年3月31日まで）
- ・平成24年4月1日より施行

別表1 (講師謝金支払基準)

支払対象区分		支払金額 (1時間あたり、税込)		
		講演 講義	実習指導 実技指導	
講師 基準	A	<ul style="list-style-type: none"> ・大学教授 ・官公庁局部長級 ・民間企業役員 ・著名民間専門家 ・著名ジャーナリスト ・医師(a) ・弁護士など(a) ・公認会計士(a) 	13,000 円	7,800 円
	B	<ul style="list-style-type: none"> ・大学准教授 ・短大、高専教授 ・高校校長 ・官公庁課長級 ・民間企業上級管理者層 ・民間専門研究者 ・医師(b) ・弁護士など(b) ・公認会計士(b) ・専門、認定作業療法士 	11,500 円	6,900 円
	C	<ul style="list-style-type: none"> ・大学講師 ・短大、高専准教授 ・高校教頭 ・官公庁課長補佐級 ・民間企業管理者層 ・民間一般技術者 	10,000 円	6,000 円
	D	<ul style="list-style-type: none"> ・大学助手 ・短大講師、助手 ・高校教諭 ・高専講師、助手 ・官公庁係長級、職員 ・民間企業監督者層、職員 ・民間一般技能者 	9,000 円	5,400 円
助手	実習及び実技指導の謝礼は、日給 12,000 円とし、時間に応じて支払う			
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「弁護士など」とは、弁護士、裁判官、検察官をいう 2. (a) は、資格取得後 15 年以上の者、(b) は、それ以下の者とする 3. 「官公庁」とは、国または都道府県レベルをいう 4. 元職員で適用区分が明らかでない者については、退職する際の職位による 5. 職種及び職名が複数の区分に該当する場合は、上位の区分を選択する 6. 本会の会員が講師の場合は、講師基準の該当区分の 5 割相当額とする 			

別表2 (原稿料支払基準)

	一般(会員以外)	本会会員
原稿料	・400 字につき 3,000 円(税込)	<ul style="list-style-type: none"> ・原稿量 2,000 字以内の場合 OT 協会士会裁量ポイント 最大 2 ポイント ・原稿量 2,000 字以上の場合(税込) 400 字につき 1,500 円(認定作業療法士) 400 字につき 1,000 円(上記以外)